

令和5年度 文部科学省委託事業「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」
理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究

教育効果の改善に資する 教育実習等実施のガイドライン

概要版



令和6年3月



国立大学法人
大阪教育大学

このガイドライン【概要版】について

文部科学省「令和5年度 教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」における「理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究」の成果として、「教育効果の改善に資する教育実習等実施ガイドライン」を作成致しました。このリーフレットはガイドラインの概要版です。

教職志望の学生の減少や教員採用試験における採用倍率の低下など、教師の養成・採用の状況が変化しつつある中、教育実習において学生が教職へのモチベーションを高め、採用へとつながっていくよう、大学関係者は教育実習の指導・支援を改善することが求められています。

このガイドライン【概要版】をFDで活用するなどして、教育実習のあり方を見直したり、新たなヒントを得たりして、改善につなげましょう。

大学における教育実習の指導

1 指導教員の役割

- 実習生に対して指導教員を設けていない大学は、実習生に指導教員を必ず設けましょう。
- 指導教員が実習校や実習生との連絡や相談、実習生の授業参観、実習期間中の学習指導案の指導に加えて、実習生の困り事などに対応することにより、きめ細かな実習指導をおこなうことができます。
- 指導教員による教育実習前後や実習期間中の指導や支援などが実習生の教職への自信やモチベーションを高めることにつながるよう、指導教員の役割の改善について検討しましょう。

2 事前・事後指導

- 実習前の事前指導では、指導教員と実習生が1対1あるいは少人数で面談や対話をおこなう機会を設け、実習生の状態やニーズを把握しましょう。
- 実習前の事前指導では、実習参加前や実習参加後の異学年の実習生の交流などを取り入れ、実習への見通しを持たせたり、ふりかえりをおこなわせる機会を設けましょう。
- 実習前の事前指導では、実習校種が異なる実習生や免許教科が異なる実習生などとの交流を通して、幼児・児童・生徒の発達の段階に応じた指導、教科横断やキャリア教育などを知ったりすることなどできます。

3 省察

- 教育実習の前後で省察をおこなわせたり、教育実習と教職実践演習を省察の活動でつなぐことや、教職実践演習で4年間の学修を省察させるなどして、学生の教職観や教授観などをふりかえる機会を設けましょう。
- 省察の理論や方法について学修する授業科目を設けたり、学校体験活動や教育実習の指導の中で省察の理論や方法について学修させるなどして、理論をベースにし、質の高い省察活動を実現できる工夫をしましょう。
- 学生が教職に向けた自らの探究テーマを設定し、探究のプロセスを通して学修を深めていけるよう、ポートフォリオの積極的な活用を検討しましょう。
- FDの実施などを通して、大学として組織的に学生の省察活動を指導、支援する体制を整えましょう。より多くの教育実習の指導教員が省察活動を指導、支援できるようになるとよいでしょう。

2 相談・支援体制



1 ハラスメント等への対応

- 教育実習や介護等体験などにおいて、ハラスメント等についての相談窓口や相談体制を整備しましょう。
- ハラスメント等が生じた場合に備えた学生への周知については、単に相談するようというだけでなく、大学に設置している相談窓口や相談方法、相談体制などについても確実に伝えるようにしましょう。
- 「ハラスメント」ということばを用いて周知したり、「ハラスメント」に限定せず広く困り事について相談することを促すよう、学生への伝え方について工夫しましょう。

参考情報

◎教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について(令和5年3月29日付通知)

特に、「1.教職課程を置く大学等に係る事項 (2)性暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止について」を参考にしましょう。

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00073.html

https://www.mext.go.jp/content/20240319_mxt_kyoikujinzai01_000028999_1.pdf.pdf

2 配慮や支援を要する学生への対応

- 修学支援の体制や組織と教育実習の実施組織との連携や協力関係を整えておき、情報共有しやすくしておくといよいでしょう。また、教育実習に必要な配慮や支援について話を聞いて欲しい、相談したいという学生のニーズに応じられるように、相談や申請の窓口を設置し、学生に周知することも大切です。
- 実習開始前に実習生の特性や状況について大学と実習校とが調整や協議をおこなう役割分担や体制について検討しましょう。
- 配慮や支援の検討や調整などの流れや手順を定め、関係者で共有しましょう。
- 実習後に配慮や支援についてふりかえりをおこない、改善しましょう。

参考情報

◎障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト(令和4年3月、大阪教育大学)

https://www.mext.go.jp/content/20220826-mxt_kyoikujinzai02-000024647_1.pdf

3 実習校への支援

- 大学教員が研究動向について情報提供したり、教員研修をおこなうという直接的な方法によって実習校にメリットを提供することが考えられます。また、副次的な効果として、実習生が省察や研究協議をおこなう場に大学の指導教員が参加することによって、その場に参加する実習校の指導教員にとっても省察や学びの機会になるということがあります。
- 実習生が実習校の校務を補助・支援するといったことや、実習校の生徒に教職という進路選択の姿をアピールしていることがあるようです。

実習校にとって実習を受け入れるメリットにどのようなものがあるかを考え、大学の有する学術的な知見を提供したり、省察や研究協議を通して実習校の教員に学びの場を提供することを検討するとよいでしょう。

③ 実習活動



1

ICT 活用

- 小・中学校における教育実習では、特別支援学級や通級指導教室に関わって実習生がどのような実習活動をおこなっているか把握してみましょう。
- 実習における ICT 活用について、その実態や一般的な傾向を把握しておきましょう。自治体や実習校によって用いているタブレット端末やその OS は一様ではないことから、実習生がそれらに対して基本的な対応ができるよう、大学の事前指導の内容を点検しましょう。
- デジタル教科書や電子黒板等を活用した授業づくり、LMS の基本的な活用についても、実習前の事前指導で理解を促すとよいでしょう。

参考情報

◎〈事務連絡〉学習者用デジタル教科書に関する実践事例集・研修動画等について(周知) 令和5年5月25日

◎学習者用デジタル教科書について(文部科学省 HP)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm

◎学習者用デジタル教科書実践事例集(同上)

https://www.mext.go.jp/content/20230907-mxt_kyokasyo02-20230911_03.pdf



2

実習生の負担感

- 実習期間中や実習終了後に、実習生が実習において感じた心理的な負担感を確認するとよいでしょう。メンタルヘルスのチェックや、ヒアリング、アンケート調査など、大学の状況に応じた方法を工夫しましょう。



3

退勤時刻の管理

- 多くの大学では、実習期間中の実習生の退勤時刻を記録させていますが、させていない大学は、エビデンスをもって実習の実態を把握するために、記録を取るようにするとよいでしょう。実習校が記録をおこなう場合もありますが、実習生に実習日誌に記入させるなどの方法もあります。
- 実習生の退勤時刻の目安を設定しましょう。たとえば午後5時～6時頃を退勤時刻の目安にすることが考えられます。教育委員会や実習校と協議したり周知をおこなったりし、また実習生にも事前指導で周知をおこなうなどして、関係者間で退勤時刻の目安を共有しましょう。
- 実習期間中や実習後に、実際の退勤時刻が目安に近いかどうかを確認したり、ふりかえりをおこないましょう。
- 実習生の退勤時刻が遅いと、実習校の負担を増やすことにつながりますし、実習生の教職へのモチベーションにも影響しかねません。実習生が適正な退勤時刻で実習をおこなえるよう、大学が実習生の勤務時間を決定し、教育委員会や実習校にその方法での実施を依頼しましょう。

参考情報

◎教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について(令和5年3月29日付通知)

特に、「1.教職課程を置く大学等に係る事項 (3)教育実習等の適切な時間の管理等について」を参考にしましょう。

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00073.html

https://www.mext.go.jp/content/20240319_mxt_kyoikujinzai01_000028999_1.pdf.pdf

**4**

実習記録の作成

- 実習生の負担軽減、配慮を要する実習生への対応、電子版の実習記録は実習校と大学の指導教員の間で共有しやすい、などのメリットから、手書きの実習記録から電子版への移行を検討してみましょう。
- Microsoft Teamsや Google Classroomによる実習記録の管理をおこなったり、ワードやエクセルのアプリケーション・ソフトを利用して実習記録を電子化することについて検討してみましょう。
- 記録作成にかかる時間(15分～20分程度)を想定し、記録の量が適正か見直しましょう。実習生が作成する実習記録や実習指導教員のコメントの簡略化、実習記録への毎日の押印やサインを省略するなど、負担の軽減につながることを検討しましょう。

4 学校体験活動

**1**

教育実習における学校体験活動

- 学校体験活動を教育実習に「含めることができる科目として」位置付けて、実施することについて検討しましょう。実習生が「一定期間まとまって」実習活動をおこなうことが困難な場合や、実習校の事情等で実習指導が困難な場合に、実習活動に代えて学校体験活動をおこなうことが可能です。
- 大学において教育実習に学校体験活動を位置づける規程等を作り、教育委員会や実習校にそれを周知し、運用するとよいでしょう。
- 教育実習に位置づけて学校体験活動を実施する場合、学校体験活動の目的や目標、また評価方法を設定することが重要です。

**2**

学校体験活動の単位化

- 学校体験活動を単位化することについて検討しましょう。学校体験活動に参加することによって、1単位や2単位を取得できるものや、授業科目等の一部に位置づけている事例もあります。



5 実習校や教育委員会との連携



1

目標と評価の設定

- 教育実習の目標や評価方法を実習校や教育委員会に周知し、共通理解を図りましょう。
- 近隣自治体の教育育成指標と貴学の教育実習の目標を比較するなどして、教育実習の目標を見直す機会を設けましょう。
- 教育実習の目標に対応した観点別の評価基準やルーブリックを設定、運用するなど、評価の方法を見直し、必要に応じて改善しましょう。



2

実習活動の周知

- 教育実習の目標と活動内容について、実習生だけでなく教育委員会や実習校にも周知しましょう。
- 教育実習のてびきを作成、配付して周知したり、実習日誌やノートに記載するなどの方法を検討しましょう。



3

実習指導の把握

- 実習校ではどのように実習指導をおこなっているか、実習校と情報共有をおこない、実態を把握するようにしましょう。実習校に任せっぱなしにするのではなく、実習の実態が把握できるようになると、実習のあり方の点検や改善につながると考えられます。

6 働き方改革を受けての実習の変化

- 学校現場の働き方改革への取り組みの中で実習指導の負担が過多にならないよう、教育実習の時間数の設定が適切か点検しましょう。
- 実習生の退勤時刻を早めたり、作成する学習指導案や実施授業回数を軽減するなど、実習生の実習活動や実習指導教員の負担の軽減を検討しましょう。検討の結果の変更点について、教育委員会や実習校と共有しましょう。
- 実習生の退勤時刻や実施授業回数をはじめ、働き方改革を受けて教育実習にどのような変化が生じているか、調査方法を工夫して把握するようにしましょう。
- 働き方改革を受けて教育実習のあり方の多様化が考えられることから、実習校との個別のやりとりだけでなく、教育委員会がおこなう実習受入の調整やルール化の動向を把握し、対応しましょう。

7 中教審答申を受けた教育実習実施の 早期化・分散化等



- 教育実習実施の早期化・分散化を実現するにはカリキュラムや教職課程の変更を伴う可能性が高く、実習受入にかかる学校現場の混乱などが懸念されます。学生の専門性の伸長を大切にしながら教職志望を実現できるように、大学、学生、教育委員会や学校の採用者側にメリットのある実施のあり方について見直しましょう。
- 下図の早期化・分散化モデルを参考にして、学校体験活動や介護等体験の実施や4年間の活動を省察によってつなげる工夫を検討しましょう。学校体験活動を教育実習に位置付ける場合には、活動の目標や評価方法を設定しましょう。
- 省察では、各活動の目標立案や反省といったふりかえりに加えて、めざす教師像に向けた学生の成長を促す探究の活動の導入についても考えるとよいでしょう。

学校体験活動を取り入れた教育実習の早期化・分散化モデル

1年生	学校体験活動 春季・夏季休業中等に実施	省察 活動
2年生	学校体験活動 春季・夏季休業中等に実施	
3年生	介護等体験(特別支援学級等) 春季・夏季休業中等に実施	
4年生	教育実習・教職実践演習	

8 その他

1 気象警報等による臨時休業の対応

- 教育実習中、気象警報等の発表により実習校が臨時休業になる可能性に備えて、大学としての方針や対応等について定め、教育委員会や実習校、実習生にあらかじめ周知するとよいでしょう。
- 臨時休業により実習生が在宅勤務になった場合、実習日と認める要件等についても教育委員会や実習校と協議をおこなうなどして定め、実習生に周知しましょう。

2 介護等体験

- 特別支援学級等において介護等体験を実施することは教育実習にとっても有意義であることから、介護等体験の実施先を特別支援学級等に広げることについて検討しましょう。
- 特別支援学級等での実習を「介護等体験」の期間に算入することも可能なため、検討しましょう。

介護等体験を必ず行うことが望ましい施設

(令和5年4月1日現在)

- ◆ 特別支援学校
- ◆ 療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校
- ◆ 特別支援学級を設置する学校
- ◆ 小中高の日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校
- ◆ 通級による指導を行う学校
- ◆ 小中高の不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校

文部科学省より受託した「令和5年度 教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」において、「理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究」に取り組むにあたり、多くの大学の教職員の方々に webアンケート調査、グループインタビュー調査、第三者チェックにご協力をいただきました。

この場をお借りして、厚く感謝申し上げます。

この調査研究を通して改めて、教職課程を持つ多くの大学の規模、実習生数、取得免許種や実習校種などの点から教育実習のあり方はまさに多様であること、それぞれの大学がさまざまな工夫を凝らしていることがわかりました。

本調査ではできませんでしたが、教職課程を持つ大学が取り組みの工夫や改善点などについて情報共有したり、データベースを作って情報を集約、アクセスするなどして不断の改善につなげるしくみが将来的にできれば、教育実習の実施に有用でしょう。

このリーフレットは、「教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドライン」の概要版ですが、これと合わせて、ガイドラインにもお目通しいただければ幸いです。

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/faculty/practice/tyosakenkyu/guideline.html>



また、ご意見やご質問などがございましたらお寄せ下さいますようお願い致します。

令和6年3月

事業実施責任者 石川 聡子



国立大学法人

大阪教育大学

〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/>

E-mail : kyomuka@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

令和5年度 文部科学省受託事業「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」
理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究
教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドライン【概要版】

発行日：令和6年3月31日

発行者：国立大学法人 大阪教育大学

